

第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年6月17日（金）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭 ・ 22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上9名

欠席部会委員 17 西森 偉統

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第6号 非農地証明願いについて
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第6回第2農地部会を開会させていただきます。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
本日、欠席は西森委員1名で、出席9名ですので、よろしくお願いします。
それでは、議事録署名を指名させていただきます。
22番 中野委員、24番 岡田委員、よろしくお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1か所お願いいたします。
15ページの議案の第3号、番号1をご覧ください。15ページになります。
議案第3号の番号1をご覧ください。
この案件につきまして、譲渡人のお名前、名字が、「田畑」になっているところを、「田端」に訂正のほうをお願いいたします。申し訳ありませんでした。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から5で、件数は5件、合計面積は田で12,692㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、件数は11件、合計面積は50,825.62㎡で、その内訳は田が37,644.19㎡、畑が10,783㎡、その他が宅地・山林で2,398.43㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

9ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は昭和49年2月25日でございます。
番号2、権利者 _____、申請地は山林で、取得年月日は平成3年10月3日でございます。
以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
以上、件数は2件、合計面積は448㎡で、その内訳は畑が296㎡、その他が山林で152㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1から3、共同住宅、駐車場

番号4、看板用地

でございます。

以上、件数は4件、合計面積は畑で395㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は畑で322㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、____、主たる耕作物 水稻・麦・大豆・野菜、耕作面積 田75ha、畑0.1ha 合計75.1ha。

番号2、____、主たる耕作物 肥育牛、耕作面積 田0.03ha、畑0.04ha 合計0.07ha。

番号3、____、主たる耕作物 水稻・麦、耕作面積 田26ha 合計26ha。

以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 稲葉町社宮司____、登記地目・現況地目とも田、面積 406㎡、受人 ____、面積 16,626㎡、渡人 ____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 榊原、申請地 榊原町丸ヶ谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,050㎡、受人 ____、面積 5,594㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号3、地区 倭外、申請地 白山町上ノ村林_____、登記地目・現況地目とも田、面積 968㎡ 外5筆、合計面積 9,307㎡、受人 _____、面積 55,303.30㎡、渡人 _____ 外1名。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

以上、件数は3件、合計面積は田で11,763㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いをいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番と続けてお願いします。

野田委員

7番、野田です。6月6日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員、久居事務局で見てきました。渡人は高齢で耕作を行うことが困難であること、また隣接地耕作者の受人に譲り渡すものです。現在も受人が耕作をしている圃場でございますので、何ら問題はないと思います。

続きまして、2番、これも同じ日に同じメンバーで見てまいりました。渡人は耕作が困難になってきたことから、隣地耕作者の受人に譲り渡すものです。現在も受人が耕作をしている圃場でありますので、何ら問題はないと思います。

議長

ありがとうございます。

3番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。3番ですけれども、幾つかありますので、それぞれ区切って説明をさせていただきます。

まず、上ノ村_____から_____までです。6月7日に西森、岡田、中谷委員と地元推進委員、それと白山事務局で確認をしてまいりました。現状は棚田という形で、草は刈って管理はしてありましたが、売る側としてはなかなか困難なところではあるかなという思いがありました。

また、八対野の_____ですけれども、これは西森、岡田、中谷委員と地元推進委員と白山の事務局で確認をしました。池のすぐ北側にあるんですけども、これも今まで耕作はしていなかったような土地です。

その次の八対野ですけれども、_____。これも同じく西森、岡田、中谷委員と地元推進委員、それと白山の事務局で確認をしました。ここも今まで耕作をされていなかったような土地になっています。今までのところは実際のところ、本当に耕作してもらえるのかなという感じはありますけれども、それなりに管理をしてもらえれば、周りの耕作をされている方、かなり困ってみえたようですので、これはこれで助かるのかなと思っています。

一番最後の川口杉前_____です。これは受人が現在耕作をしている土地でありますので、これについては何ら問題はないかと思っています。やや問題あるような気もしますが、きちっと、なかなか固い方ですので、管理してもらえるとしますので、大丈夫かと思っています。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
地元委員から説明がありましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明をお願いします

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生具の木原_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 155㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を進入路・庭とするものです。

父親名義である42年くらい前から、申請用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で155㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
説明がありましたが、地元委員の意見をお願いします。

結城委員 18番、結城です。太郎生について説明をいたします。6日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。この物件は、親の名義の頃より進入路として使用してきたと。42年くらい前から利用して、始末書、写真の添付もされています。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいか。

| | |
|-------|---|
| 部会委員 | <一同 意見なし> |
| 議 長 | それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | 15ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）、でございます。 番号1、地区 大三、申請地 白山町二本木向下_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡、受人 _____、渡人 _____。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とすることを目的に、令和3年12月16日付にて許可を受けましたが、売買契約が取消しに至ったため、許可の取消し願が提出されております。 以上、件数は1件、合計面積は畑で135㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議 長 | ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。 |
| 中谷委員 | 16番 中谷です。7日に西森、岡田、中谷委員と白山の事務局で確認をしました。事務局の説明どおり、令和3年に許可の下りたところではありますが、許可の下りる前の現地確認のときにも、ちょっといろいろと住民の方と話があった現場ですので、前会長するときにも心配をされていた場所なんですけれども、地元の方々と相談された結果、取消しという形になったそうですので、問題はないかと思います。 |
| 議 長 | ありがとうございます。 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。 |
| 部会委員 | <一同 意見なし> |
| 議 長 | では、お諮りします。 ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。 |

| | |
|-------|--|
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第3号については承認することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>16ページから18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請地 久居相川町硯石_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 625㎡、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。</p> <p>受人の子が隣地で建築塗装業を営んでおり、その事業用の資材置場として利用する計画です。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 久居、申請地 久居明神町コボレ山_____、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 1,196㎡ 外1筆、合計面積 1,473㎡、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は743.04㎡、パネル設置率は50.4%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町上出_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 892㎡、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は130.4㎡、通行への支障を避けるため、道沿いのフェンスを2mセットバックし設置し、隣地へのパネルの影回避及び南側の樹木の影回避のための面積を確保するため、パネルの設置率は14.6%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 654㎡、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は130.4㎡、豪雨対応のための貯水池や素掘りの水路の設置、中部電力の引込み用の通路部分の確保により、パネル設置率は20%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号5、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 247㎡、受人 _____、渡人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は82.35㎡、周辺樹木の影を回避するため、パネルの設置率は33.4%になります。</p> |

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 561㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は128.1㎡、豪雨対応のための素掘りの側溝の設置及び中部電力の引込み用通路を確保するため、パネルの設置率は22.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 297㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は82.35㎡、パネル自体の影の回避のため、パネル間の離隔を確保し、中部電力の引込み用通路も確保するため、パネルの設置率は27.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 135㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を宅地進入路、駐車場とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、申請地 白山町川口城ノ前_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 89㎡ 外2筆、合計面積 2,070㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は930㎡、パネルの設置率は43.6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、申請地 白山町川口中野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 343㎡ 外1筆、合計面積 362㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地及び物置用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 八知、申請地 美杉町八知礼ノごぜん_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 916㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は462㎡、パネルの設置率は50.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 下多気、申請地 美杉町下多気野登瀬_____、登記地目田、現況地目 山林、面積 16㎡ 外6筆、合計面積 1,138.90㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

昭和55年頃、台風の災害で耕作困難となり植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 下多気、申請地 美杉町下多気世古_____、登記地目・現況地目とも田、面積 330㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は241.72㎡、パネルの設置率は73.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 下多気、申請地 美杉町下多気漆_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 512㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は414.78㎡、パネルの設置率は81%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 下多気、申請地 美杉町下多気白口_____、登記地目・現況地目とも田、面積 150㎡ 外1筆、合計面積 1,055㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は691.93㎡、パネルの設置率は54.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 上多気、申請地 美杉町上多気高保田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,474㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は595.2㎡、パネルの設置率は40.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は16件、合計面積は12,741.9㎡で、その内訳は田が4,611㎡、畑が6,657.9㎡、その他が山林で1,473㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番と2番、続けてお願いします。

田口委員 6番、田口です。6月6日に現地を確認してまいりました。地元推進委員、諸戸さんと野田さんと中野さん、それで事務局と私です。場所は_____でございます。別に何ら問題ないと思えますけども、事務局の説明どおりでございます。よろしく申し上げます。

次、2番。これも事務局の説明どおりでございますが、ちょっとごちょごちょともめましたが、前から言うておるように、太陽光案件は説明不足が多い

と。以上です。

議長

これに関しては、やっぱり隣地のほうに説明がなかった。赤道を挟んでいるということですね。実際の営農状況を考えると、赤道ぐらいあっても、やっぱり隣地は農地。別にそんな権限はないんやけど、赤道挟んでる農地にも、隣地に建つとる建物にももう一回ちゃんと連絡してこいということをご指導した。赤道があるといっても、1 mぐらい離れているにせよ、やっぱり支障はあるでな。3番から8番までお願いします。

野田委員

7番、野田です。6月6日に第1号議案と同じメンバーで見てまいりました。それに申請人を見てきました。場所につきましては、_____から南に100 mに位置する土地でございます。渡人は今後とも農業を行う見込みがないことから、受人が太陽光発電施設を設置するものです。大きな現状変更もなく、隣地にも説明済みであること、また隣地も太陽光発電施設があることから、問題はないと思います。

次、番号4番から7番までですが、同一地区の案件でございますので、一括して説明をいたします。これにつきましても6月6日に同メンバーで現地を見ました。場所は_____から南に約100 mに位置する土地でございます。渡人は今後とも農業を行う見込みがないことから、受人が太陽光発電施設を設置するものでございます。これにつきましても大きな現状変更もなく、隣地にも説明済みであること、また隣地も太陽光発電施設があることから、問題はないと思います。

8番でございますが、これも6月6日に同メンバーで行ってまいりました。場所は_____から南へ約200 mに位置する土地でございます。受人は宅地に進入する道がないことから、渡人は受人の事情を理解して譲り渡すものでございます。周辺は久居一色の集落内であることから、関係者への説明も行い、現状の変更も大きくないことから、問題はないと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。
9番から10番、お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。9番、10番を6月7日に西森、岡田、中谷委員と地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。現在耕作はされておらず、民家のすぐ北側になります。空き家も多いところですので、何ら問題はないかと思えます。

10番ですけども、9番と同じメンバーで確認をしてまいりました。場所は_____の東およそ1.3 kmのところですか。ここはお寺ですので、駐車場不足のために前々から駐車場にする土地を希望していました。お寺のすぐ東側の住民の方が高齢になり、耕作もできないということで買ってほしいということでしたので、買われる、ということは何ら問題はないかと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。
11番から16番、お願いします。

| | |
|-------|---|
| 結城委員 | <p>18番、結城です。11番、八知について説明をいたします。6日に事務局と見てきました。地元推進委員は欠席でした。渡人から受人に所有権移転をし、受人が太陽光発電施設を設置したいということでございます。太陽光でございます。</p> <p>12番、下多気について説明いたします。6日に地元推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。山奥の農地にて耕作が困難になり、植林したと。高齢となり管理ができない、譲渡したいということでございます。始末書や写真の添付もされてますので、よろしく願いいたします。</p> <p>13番は6日、地元推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。渡人は申請地の管理ができず、現状は太陽光発電施設をしたいということでございます。</p> <p>14、15、16は場所は違いますが、詳細は皆同じでございます。問題ありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 意見なし></p> |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。</p> |
| 部会委員 | <p><一同 異議なし></p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>19ページから20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1から番号3は全て関連したものになりますので、まとめてご説明をいたします。</p> <p>番号1、地区 川合外、申請地 一志町八太正光寺_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,281㎡ 外4筆、合計面積 2,913㎡、借人 _____、貸人 _____ 外1名。</p> <p>農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>番号2、地区 川合、申請地 一志町其村瀬古和田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 272㎡、借人 _____、貸人 _____。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 川合、申請地 一志町其村瀬古和田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 131㎡ 外4筆、合計面積 2,600㎡、借人 _____</p> |

____、貸人 _____ 外1名。
農地区分は、第1種農地と判断されます。

これらにつきましては、伊勢自動車道の高架橋耐震補強工事に伴い、申請地を掘削土置場・資材置場用地（一時転用）とするものです。

以上、件数は3件、合計面積は5,785㎡で、その内訳は田が5,690㎡、畑が95㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番から3番、お願いします。

池山委員 1、2、3ともに宮本委員と私、14番、池山との管轄がまたがっているところでは、ちょうど高速道路の伊勢自動車道の波瀬川をまたいでいる橋梁の部分です。これを補強するという大規模な工事になるんですけれども、大体3年から5年かかるというふうに現場では言うておりました。6月6日、雨でございましたが、地元推進委員の担当、それと高岡の田中さん、それと宮本委員と私、それから事務局で現場確認をいたしました。一時転用ということで問題はなかろうと思っておりますけれども、ただ、ちょうど通勤の車両が、その橋脚の間を通過して迂回している。これ何か所かありまして、今それのずっと久居寄りのところでちょっと問題が起きてまして、そこは通学路、東小学校の子供たちがちょうど通学路に使っているところを一方通行で遮断してやるというふうなやり方をしております。同じような状況が起きるだろうというふうにそこでも言っていますので、後ほどで構いませんけれども、地域の人たちとの連携をきちっと密にするようにということで、あとの時間帯で関係する自治会長にそのお話をしております。それから、ここはかなり長期にわたりますので、見ていかないと事故の起きることになる可能性が十分にありますので、そのあたりも我々の仕事、直接の我々の仕事ではありませんけれども、地域住民との橋渡しをきちっとやっていかんといかんと思っております。利用権のものについては問題ございません。

議 長 ありがとうございます。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
異議なしと認めます。よって議案第5号については許可することと決定した

いと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願いについてを議題とします。
事務局、説明をお願いします。

事務局

21ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願いについて、でございます。

番号1、地区 大三、願出者 _____、対象地 白山町三ヶ野上広北野_____
____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積898㎡、

これにつきましては、樹齢の分かる写真により対象地に昭和35年頃離農して以降、周囲の山林と同様に山林化したことが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 倭、願出者 _____、対象地 白山町上ノ村林_____
____、登記地目 田、現況地目 山林、面積181㎡ 外1筆、合計面積 1,176㎡、

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成13年撮影）により、対象地に平成10年頃以前より杉を植林し、現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は2,074㎡で、その内訳は田が1,176㎡、畑が898㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

中谷委員

16番、中谷です。6月7日に西森、中谷委員、岡田委員と地元推進委員、それと白山の事務局で確認をしてまいりました。は現在、木は切ってありましたけれども、直径50cmぐらいはあるかという木の切り株がたくさんありまして、とても畑にするようなのは無理かと考えます。

2番ですけれども、議案第1号にありました土地のすぐ近くです。西森、中谷、岡田委員と地元推進委員と白山の事務局で確認をしてまいりました。____の北西300mほどのところですか。ここも全然田であったというような形跡もなく、本当にもう林という、山というような感じのところですので、非農地証明の問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

| | |
|-------|---|
| 議 長 | それでは意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。 |
| 部会委員 | <一同 異議なし> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第6号については証明することと決定したいと思います。</p> <p>次に、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。</p> <p>まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で4,864㎡、畑の賃貸借、使用貸借で12,143㎡、契約件数は11件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で37,141㎡、畑の使用貸借で671㎡、契約件数は20件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,953㎡、契約件数は5件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,893㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて61,851㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて12,814㎡、合計契約件数は38件、合計面積は74,665㎡となっております。</p> <p>次に、認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区20件、白山地区3件、美杉地区2件で、合計30件、合計面積は58,546㎡でございます。</p> <p>また、認定農業者への集積率は、件数で78.9%、面積で78.4%となっております。</p> <p>続きまして、「人・農地プラン」の作成が要件となっている新規のものにつきましては、今回は該当がございませんでした。</p> <p>今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。</p> |
| 議 長 | ありがとうございます。 |

事務局の説明が終わりましたが、ご審議をお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
これらの案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。ありがとうございました。
以上で、本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。
これをもちまして、第6回第2農地部会を閉会します。

午後2時51分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年6月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____